

## 犯罪被害者等支援に関する状況

### 【国の状況】

- ・平成16年12月：「犯罪被害者等基本法」制定
- ・平成17年12月：「犯罪被害者等基本計画」策定
- ・平成28年4月：「第3次犯罪被害者等基本計画」策定

### 【法により国及び地方公共団体が、必要な施策を講ずるものとしてされている条項】

第11条 相談及び情報の提供等	第19条 保護、捜査、公判等の過程における配慮等
第12条 損害賠償の請求についての援助等	第20条 国民の理解の増進
第13条 給付金の支給に係る制度の充実等	第21条 調査研究の推進等
第14条 保健医療サービス及び福祉サービスの提供	第22条 民間の団体に対する援助
第15条 安全の確保	第23条 意見の反映及び透明性の確保
第16条 居住の安定	
第17条 雇用の安定	
第18条 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等	

### 【本市の状況】

- ・平成19年11月：「犯罪被害者等支援のための総合相談窓口」開設
- ・平成24年4月：「市営住宅の優先入居制度」開始
- ・平成29年3月：市民向けに、本市の犯罪被害者等支援施策の具体的取組み紹介パンフレット「大阪市犯罪被害者等支援ナビゲーション」を作成。

### 【本市が実施している施策（主なもの）】

- ・相談体制の充実（総合相談窓口、こころの健康に関する相談、スクールカウンセラーなど）
- ・生活困窮への支援（生活保護、生活福祉資金貸付、各種医療助成、就学援助制度など）
- ・市営住宅への優先入居
- ・就労支援（大阪市仕事情報ひろば、地域就労支援センターなどの活用）
- ・各区保健福祉センターにおける、被害者の心身の状況に応じた医療情報や、保健福祉サービスの提供
- ・市民に犯罪被害への理解を深めていただくための啓発事業
- ・犯罪被害者支援団体及び関係機関と連携した支援研究会への参画

## 犯罪被害者等支援条例の制定について

### 【他政令市の条例制定状況】20政令市

- ・犯罪被害者等支援に特化した条例を制定している市  
5市（岡山、京都、堺、神戸、名古屋）  
うち、見舞金等の給付制度のある市：京都、神戸、名古屋
- ・安全・安心等の条例の一部に犯罪被害者等支援に関する条項がある市  
5市（札幌、新潟、静岡、浜松、北九州）見舞金等の給付制度のある市は無し
- ・平成31年4月に特化した条例を施行予定の市  
1市（横浜）見舞金等の給付制度導入予定

### 【大阪府の条例制定状況】

- ・犯罪被害者等支援に関する条例制定の請願が、平成30年5月に府議会へ提出され、全会一致で可決。
- ・7月～9月に、犯罪被害者や有識者などの意見聴取のための懇話会を開催。
- ・11月～12月、条例案に対する意見募集
- ・平成31年2月定例会に条例案を提出し、4月1日施行予定。

### 条例制定のポイント

1. 各主体の責務の明確化
2. 府が講じる基本的な施策の明示
3. 関係機関との連携・協力による“ワンストップ支援体制”の構築
4. 支援のPDCAサイクル

### 【本市の条例制定に向けた検討】

#### （1）条例制定の意義

- 本市が犯罪被害者等支援について持続的に取り組むという姿勢を明確に示し、市民の理解や協力の一層の促進も期待できるとともに、全庁一体となったさまざまな支援施策や関係機関との連携・協力が得やすくなる。

#### （2）制定するにあたっての検討課題

- 見舞金及び家事や育児などの支援のための給付制度の導入検討。
- 犯罪被害当事者などの意見の反映について検討。

#### （3）制定に向けたスケジュール

- 第1回犯罪被害者等支援条例制定に係る懇話会：3月29日（金）
  - ・犯罪被害者等支援の現状について
  - ・大阪市の犯罪被害者等支援の取組みについて
- 第2回懇話会：5月13日（月）
  - ・第1回懇話会での意見等を踏まえて作成した条例骨子案の検討
- 第3回懇話会：6月13日（木）
  - ・第2回懇話会での意見等を踏まえて修正した条例骨子案の検討
- 7月～8月：条例骨子案に対する意見募集及び条例案作成。
- 9月市会へ条例案の提出予定（議決後施行）。

見舞金などの給付制度を導入する場合は、2020年4月からの実施を想定。